

広島市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会における意見と対応

※今後、対応を継続して検討していく内容を抜粋して記載しています。（会議要旨では全ての発言を記載します。）

項目	発言者	意見(要旨)	対応
第7期プランの推進状況について	東谷委員 (第2回分科会)	その人の強みを見つけて、力を発揮していくという特殊な人材である、後見人やコミュニティソーシャルワーカーについて見直してもらい、地域包括ケアシステムのイメージ図の中に入れてもらうとともに、重点施策の大項目でそれが分かるように入れてもらいたい。	成年後見制度の利用促進等に係る事項について、各論に記載のとおり、取り組むこととしたいと考えています。 (資料2参照)
	東谷委員 (第2回文書意見)	地域共生社会を築く上で、権利擁護を追求していく後見人は必須であるため、地域包括ケアシステムのイメージ図に成年後見人を含めていただきたい。 尊厳を保ち自尊心がないと、人は一歩も前に進めないため、資料4の「1 基本的な考え方」において、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステム」とあるが、「本人の意思を尊重して、医療・介護・・・」と追記していただきたい。	
第8期プランの基本理念及び目標について	落久保委員 (第1回分科会)	今後の3年の計画であり、コロナの影響はおそらく避けることができないため、コロナ禍における新しい生活様式というものを意識して、それをどういう形で入れていくかというのは、今後の議論になると思う。	第8期プランの施策体系において、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、横断的な視点として「リスクマネジメント」の視点を加えたいと考えています。 (第2回分科会 資料5参照) また、具体的な取組内容についても、施設・事業所における感染症対策の推進に取り組むこととしており(第2回分科会 資料4参照)、分科会等における議論も踏まえながら、引き続き検討していきたいと考えています。
	東谷委員 (第1回文書意見)	後見類型であっても、本人参加は近年の基本理念であり、当事者の自己決定に基づく参加が不可欠となっている。この参加を促す技術(権利擁護に基づいた意思決定支援)を持った専門の人材や組織図が必要である。 地域共生社会実現計画として、地域住民が我が事として参加し、分野を超えて丸ごとつながりとなっている。この基本方針を具体化するには、意思決定支援が行えて、社会改善(改革)する技術者(コーディネーター役)の擁立が必要である。一次的には、点・線・面・立体情報一元化などの仕組みを使って、総合的に俯瞰(高見から見渡す)し、実際に活用できる地域資源を具体的に探し出し、評価し、適用する技術を身に着けた者でなければならない。 情報通信技術で、点・線・面・立体情報の一元化を図れば、生産性と品質の大幅向上が期待できる。	本市では、従来から高齢者の権利擁護の推進に取り組んでおり、成年後見制度の普及促進や担い手確保のため、市民後見人の養成などの取組を行っています。 また、地域資源の把握・活用については、平成29年度から、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、各区等に生活支援コーディネーターを配置しておりICTも活用して、地域の生活支援に係るニーズや資源の一元的な把握等を行っています。 頂いた御意見や今後の分科会等の議論も踏まえつつ、施策の充実に向けて引き続き検討していきたいと考えています。

項目	発言者	意見(要旨)	対応
第8期プランの基本理念及び目標について	川口委員 (第3回文書意見)	<p>昨年、広島市では、個別の福祉計画の上位計画として「地域共生社会実現計画」いわゆる「地域福祉計画」が策定された。その基本理念にはこう書かれている。 「市民の誰もが住み慣れた地域で、行政との協働の下、それぞれに役割を持ち、お互いに支え合い、心豊かに暮らし続けることができる地域共生社会の実現」</p> <p>こうしたことから、基本理念については「高齢者一人一人が、いきいきと、住み慣れた地域で、住民が相互に支え合い行政がそれを支援することにより、…」よりも「高齢者一人一人が、いきいきと、住み慣れた地域で、住民が相互に支え合い行政とともに協働することにより、…」の方が、上位計画との整合性もとれ、また相互の主体性や自立性を尊重した書き方になり、より適切ではないかと考える。</p> <p>さらに、重点施策Ⅰ、Ⅱにおける、行政の立場で書かれている「普及啓発」「助言・情報提供」「地域づくりの推進」「支援」といった記述についてはより具体的な書き方があっていいのではないかと、逆に施策Ⅲ、Ⅳについても住民や市民の果たす役割について書ける可能性もあるのではと思った。</p>	<p>本プランの策定に当たっては、上位計画である地域共生社会実現計画との整合性を意識しながら検討していますが、基本理念に関しては、「行政からの後押しのような一言が入った方がよいのではないかと」との御意見をはじめ、行政による支援の姿勢を示すことについて、これまで頂いた委員の皆様からの御意見を踏まえ、原案のままとさせていただきたいと考えています。</p> <p>一方で、重点施策の記述については、今回頂いた御意見と上記でお示ししている考え方を踏まえ、適宜、記述を再検討することとしました。</p>
第8期プランの重点施策及び施策体系について	落久保委員 (第2回分科会)	<p>コロナ感染症について、今は少し安定しているが、医師の立場としては、インフルエンザが流行する11月、12月になるとかなり混乱すると予想しているため、重点施策Ⅲ「質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進」の取組項目の「①介護サービス基盤の整備」の「施設・事業所における防災対策、感染症対策の推進」に関して、第8期プラン策定前の今期中に、具体的な対応方針を前倒しで検討してもらいたい。</p>	<p>本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、今年度、国や県と連携して、施設・事業所に対して、衛生用品の提供や特別手当等の補助、感染症に関する研修など様々な支援を行っています。</p> <p>こうした取組に加えて、現在取り組んでいる防災対策を踏まえて、第8期プランの防災対策、感染症対策の推進に関する取組を検討したいと考えています。</p>

項目	発言者	意見(要旨)	対応
第8期プランの重点施策及び施策体系について	落久保委員 (第3回分科会)	これまで積極的にやっていただいた地域ケアマネジメント会議がどのような波及効果を持っているのか示してほしい。	<p>地域ケアマネジメント会議で検討したケースは、4～5か月後にその後の状況等を同会議において報告することになっています。</p> <p>平成29年度から31年度の3年間の報告ケース722件のうち、日常生活自立度が維持・改善したケースは649件となっています。9割近くの高い割合で維持・改善につながっており、これは、同会議での専門職の助言などによって、適切な介護予防ケアマネジメントが実施できたことが要因の一つであると考えています。</p> <p>また、地域包括支援センターの運営基準・評価基準に基づく介護予防ケアマネジメントに関する評価点の平均点が平成29年度から毎年上昇しており、着実に同会議の取組効果が現れていると考えています。</p> <p>さらに、同会議の内容は、地域包括支援センター内の勉強会や日常生活圏域内の研修会等で共有しており、介護系サービス提供者の医療視点の強化や医療系サービス提供者の高齢者に対する介護予防拠点等への参加勧奨など、医療・介護両面からの自立に向けた介護予防ケアプランの作成にも好影響を及ぼしていると考えています。</p>
	森川委員 (第3回分科会)	資料1の12ページ一番上の「在宅医療を担う医師、訪問看護師」の次に、歯科医師と薬剤師についても追加していただきたい。	御意見を踏まえ、「在宅医療を担う医師、歯科医師、訪問看護師、薬剤師」に改めました。
	東谷委員 (第3回分科会)	重点ⅢからⅤに関して、社会福祉士、精神保健福祉士を活用するような記述が何らかの形で必要ではないかと思う。	御意見を踏まえ、「地域包括支援センター職員（社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等）」に改めました。
	村上須賀子委員 (第3回分科会)	資料1の12ページ一番上の「地域包括支援センター職員」の中には、社会福祉士もいれば保健師もいればケアマネージャーもいる。ここの書き方を工夫すれば、社会福祉士が入ると思った。	

項目	発言者	意見(要旨)	対応
第8期プランの重点施策及び施策体系について	東谷委員 (第3回文書意見)	<p>令和3年4月から施行される改正社会福祉法を背景にした重点施策に見直す必要がある一方、本会は高齢者分野を中心に検討する説明があったことから、この方針を加味して次のように重点施策を考えた。</p> <p>(1)高齢者や生活困窮者などの属性や世代を問わない相談や地域づくりの実施体制をコーディネート (2)見守り・交流・参加・学びで役割を持って支え合う地域づくりの推進 (3)介護・保健医療・就労・孤立など地域生活課題の解決を推進 (4)あらゆる分野に参加する機会の確保を推進</p> <p>資料1(2ページ)に関して 令和3年4月施行の改正社会福祉法で説明されている機能には次項がある。(キーワードのみ抜粋)</p> <p>1 国・地方自治体の責務 ①地域共生社会は行政責任(社協だけではない) ②行政が地域共生社会の実現に対し責任を持って実行 ③地域住民の権利としての地域共生社会を構築</p> <p>2 社会福祉法に基づく新たな事業(重層的支援体制整備事業)の創設 ①相談支援 ②参加支援 ③地域づくりに向けた支援</p> <p>上記②③の3点を一体的に執行できれば交付金が交付されるので、100歳体操運営経費不足などが多少なりとも解消できることを伝え、地域共生社会を実現させるベクトルに力を加えられないかと考える。</p>	<p>本プランは、高齢者の施策に特化した部門計画であることから、その重点施策についても、健康づくりと介護予防の促進などをはじめとする高齢者の施策に特化したものを掲げています。</p> <p>御指摘の社会福祉法が示す地域における包括的な支援体制の構築に関することについては、社会福祉法に基づき、福祉の各分野における共通的事項を定める上位計画として令和元年8月に策定した広島市地域共生社会実現計画において既に網羅的に定めているところです。</p> <p>なお、改正社会福祉法により市町村の任意事業として設けられた重層的支援体制整備事業については、交付金の対象となる具体的な要件等が今後国から示される予定であることから、本市においての活用の可能性について引き続き検討していくことになるものと考えています。</p>
	村上須賀子委員 (第3回分科会)	<p>重点施策Ⅱ「見守り支え合う地域づくりの推進」について、大枠としては「地域共生社会に向けた体制整備」があって、その中に、相談支援体制とか生活支援体制とかが次のステージであれば分かりやすいのではないかと。</p>	<p>本市の地域共生社会実現計画及び本プランとの関係性と、委員御提案の趣旨を踏まえ、重点施策Ⅱについては、高齢、障害など福祉の各分野における共通的な事項を定める地域共生社会実現計画で示す方向性を踏まえながら進めることを、重点施策Ⅱの冒頭①として記載することとしました。</p>
	藤井委員 (第3回分科会)	<p>8050問題について、この計画の中に記載がないが、何か今からしていかないと、これからこういった方がどんどん増えていく可能性がある。</p>	<p>重点施策Ⅱの「③相談支援体制の充実」において、8050問題など複合的な課題に向けた対応として、地区担当保健師の取組について記載することとしました。</p>

項目	発言者	意見(要旨)	対応
第8期プランの重点施策及び施策体系について	高橋委員 (第3回文書意見)	<p>①2025年問題対策について 第8期高齢者施策推進プランは、スピード感を持って取り組む必要がある。そうしなければ、結果的に対策そのものが後手に回る事になるであろう。</p>	<p>2025年が間近に控えていることは特に意識しており、現行プランでも、「2025年を見据えた地域包括ケアシステムづくりの推進と深化」と、目標に2025年という年限を入れて取り組んでいるところでは、</p> <p>こうした目標の下、各取組レベルでは、例えば、高齢者いきいき活動ポイント事業について、事業1年目の効果検証の結果をもって、対象者を70歳以上から65歳以上に拡大することを決定して今年の9月から実施するなどしており、今後も、可能な限り各種取組を加速させていきたいと考えています。</p>
		<p>②目標の数値化について 各項目の細部については、広島市内部において数値化されるのであろうが、少なくとも大項目については、方針段階でも数値化を取り入れるべきではないかと考える。それは関係者全体の意識を高め、評価を明確にさせ、結果的に達成率の向上に繋がって行くものと考えている。</p>	<p>今回のプランでは、委員御指摘の大項目に当たるものとして、重点施策の成果目標を掲げることとしており、このような形で、目標についての認識を関係者間で共有して、その達成を図っていきたいと考えています。</p>
		<p>③地域共生社会の実現について (1)様々な機会を利用して「啓蒙・啓発」活動を強化し、(マスメディアの有効活用も図る。)多くの地域住民が内容を良く理解し、その一員として参画できるように推進させて行く。</p>	<p>「地域共生社会の実現」及び「地域福祉団体の未加入者対策」に関して、例えば地域福祉関係団体の強化の観点からは、地区社会福祉協議会に対する活動拠点整備への支援を行うこととしており、また、高齢福祉分野においても、支える側の担い手の拡充の観点から、高齢者いきいき活動ポイント事業の対象年齢の拡大や生活支援の担い手養成講座の開催、あるいは、団体の魅力向上策への支援の観点から、会員の加入促進に取り組む広島市老人クラブ連合会への補助に加え、同会と連携した取組の実施などを行ってきたところでは、</p>
		<p>(2)主要な協力者として連携して対応すべき、地域福祉関係団体組織の弱体化が進行しているので、その強化に行政として協力する。</p>	<p>頂いた御意見の趣旨は、いずれも分野横断的な課題として認識しており、これらについては、地域共生社会推進担当部署及びコミュニティ活性化担当部署と課題を共有し、適切に連携して取り組んでいきたいと考えています。</p>
		<p>(3)支える側の担い手(主として、高齢者の中でも比較的元気な若手)の拡充に取り組む。</p>	<p>です。頂いた御意見の趣旨は、いずれも分野横断的な課題として認識しており、これらについては、地域共生社会推進担当部署及びコミュニティ活性化担当部署と課題を共有し、適切に連携して取り組んでいきたいと考えています。</p>
		<p>(4)地域住民が、それぞれの立場の出来る範囲で、お互いを活かし合い、持てる力を発揮し合う社会づくり。地域に内包されている活力を活用する。</p>	<p>です。頂いた御意見の趣旨は、いずれも分野横断的な課題として認識しており、これらについては、地域共生社会推進担当部署及びコミュニティ活性化担当部署と課題を共有し、適切に連携して取り組んでいきたいと考えています。</p>
		<p>④地域福祉団体の未加入者対策について (1)地域福祉団体の会員としての魅力・メリットの向上対策に、地域共生社会促進の意味合いからも、積極的に応援をする。 (2)人間は社会的存在であり、誰しも人のお世話にならないわけにはいかない。まわりの人々に支えられ助けられたという多くの成功事例を、機会あるごとにしっかり広報して、地域住民の意識と理解を深めるように徹底させて行く。</p>	<p>です。頂いた御意見の趣旨は、いずれも分野横断的な課題として認識しており、これらについては、地域共生社会推進担当部署及びコミュニティ活性化担当部署と課題を共有し、適切に連携して取り組んでいきたいと考えています。</p>

項目	発言者	意見(要旨)	対応
第8期プランの重点施策及び施策体系について	高橋委員 (第3回文書意見)	<p>⑤いきいき活動ポイント制度の更なる拡充について リタイヤ高齢者世代等を中心に、支える側の対象者を大幅に増やせるように、ポイント手帳中の「地域の支え手となる活動」の拡充を中心に、今後上限の拡大を検討する。</p>	<p>ポイント事業では、地域福祉におけるボランティアによる支え手の確保が急務であることを踏まえ、既に、ボランティア活動に対しては、自らの健康づくりのための活動に付与する1ポイントに、さらに1ポイント加算して2ポイントを付与することとしています。</p> <p>また、その上で、1年を通じて、週1回の健康づくり・介護予防の活動と月1～2回のボランティア活動を継続していただくことを想定して、奨励金の支給上限及びそのポイント数を設定しているため、現時点では、上限の拡大は検討していませんが、御提案の趣旨も踏まえながら、今後も事業の充実策について検討していきたいと考えています。</p>
		<p>⑥高齢者支援・見守りネットワークの対策について 地域の社会福祉協議会や老人クラブ等から会員の登録を促進すれば、一気に登録者数の上昇は見込めるであろう。しかし実際の所は、地域福祉団体未加入者の登録対策が、課題でありポイントである。</p>	<p>見守りの声掛けは、様々な地域福祉団体が個別に実施した場合、各団体に加入していない方への見守りが行き届きにくくなるのが考えられます。</p> <p>そのため、本市では、見守りの声掛けが行き届かない方を減らすとともに、各団体間で見守る方の重複も無くするため、見守り活動を行う団体のネットワークづくりに取り組んでいるところです。</p> <p>御意見の趣旨を踏まえ、今後も本市の地域全体に見守りのネットワークを広げることに取り組む中で、見守りの声掛けの実態などを確認しながら取組を進めていきたいと考えています。</p>

項目	発言者	意見(要旨)	対応
第8期プランの重点施策及び施策体系について	高橋委員 (第3回文書意見)	<p>⑦高齢者の健康増進対策について (1)一般的に高齢者の健康に対する意識は高い。不足しているのは、具体的・継続的対応である。適切な健康増進対策は、比較的安価なコストで、高齢者の健康寿命を延ばす事を通じて、福祉関係費用の大幅削減に寄与する。</p>	<p>高齢者の健康づくり・介護予防は、それぞれのニーズに合った様々な形で行われることが、高齢者のモチベーションを向上させ、継続的な活動につながるものと考えています。</p> <p>このため、本市の施策体系としては、まず、高齢者の誰もが参加でき、介護予防に資する活動、具体的には、体操などの体を動かす活動をはじめ、栄養、口腔、認知症などの健康教室のほか、茶話会、文化的な活動、レクリエーションなど、様々な活動を行う通いの場の拡大に努めています。</p>
		<p>(2)高齢者の「健康サロン」運営を援助強化する。「いきいき百歳体操」のみならず、有能な指導者を多数育成して、日常的にあちこちで健康体操が広まるように対策をする。</p>	<p>運動を中心に取り組む地域介護予防拠点に対しては、リハビリテーション専門職の派遣を行い、いきいき百歳体操などを適切な指導の下で実施できるように支援しており、引き続き、地域包括支援センターを中心として、こうした介護予防拠点の取組が広がるように地域活動を支援していきます。</p> <p>今後もこれらの取組の推進に当たっては、御提案の趣旨のように、適切なコスト意識を持ちながら、効果的・効率的に取組を進めていきたいと考えています。</p>
		<p>(3)食事・栄養対策等については、各種教室参加者の大幅増を企画すると共に、分かり易く使い易い食事・栄養情報を、どこの家庭にも周知させて、日常的に活用できるように工夫する。</p>	<p>食事・栄養に関する取組は重要であると認識しています。</p> <p>現在、栄養改善の重要性を周知するため、各地域で介護予防教室を実施し、普及啓発のためのリーフレットを配付しています。</p> <p>また、栄養に関しては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施において、新たな事業に取り組むこととしています。</p> <p>頂いた御意見については、こうした各種の取組を推進する中で、関係機関と協議しながら、効果的・効率的な周知方法について検討していきたいと考えています。</p>